

平成 31 年度市町村事業費納付金の算定について

前回の第 1 回運営協議会において、平成 31 年度市町村事業費納付金の算定方法について審議させていただいた。

具体的には、医療費水準や所得水準の反映等の考え方は、平成 30 年度と同様とし、激変緩和措置については被保険者の負担が改革の前後で急激に増加することを回避する措置であることから、本来の負担水準に計画的・段階的に近づけていくことができるように、一定割合を設定して激変緩和措置を実施していくこととしたところである。

1 平成 31 年度の市町村事業費納付金の算定方法について

(1) 所得のシェアと人数のシェアの配分

医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分ともに、所得割、均等割、平等割の 3 方式により算定を行い、それぞれの割合は次のとおりとする。

所得（応能）シェア		人数（応益）シェア	
所得割指数	資産割指数	均等割指数	平等割指数
100	0	70	30

(2) 市町村ごとの医療費水準の反映

市町村間において医療費水準に差異があるため、年齢調整後の医療費水準の格差をすべて反映。（医療費指数反映係数 $\alpha = 1$ ）

(3) 所得水準の反映

国から示される所得係数 β 「県平均の 1 人あたり所得 / 全国平均の 1 人あたり所得」を納付金に反映。

(4) 激変緩和措置

平成 31 年度の一定割合は自然増として設定を行い、平成 31 年度の 1 人あたり納付金額が、平成 28 年度と比較して、一定割合（自然増）を超える場合には、一定割合まで納付金額の引下げを行う。

※詳細は、別紙 1-1 「平成 31 年度市町村事業費納付金の算定結果について」のとおり

納付金算定のイメージ（医療分）

県全体で必要な納付金総額を所得（応能）分と人数（応益）分に按分した後、各市町村の所得シェア、被保険者数・世帯数シェア、医療費水準を反映させることにより、市町村ごとの納付金を算定する。

※ 納付金には、①医療給付費等に充てるための納付金、②後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てるための納付金、③介護納付金の納付に要する費用に充てるための納付金があり、このうち、医療費水準を反映させるのは、①の医療費分のみである。

